

補完オークションについて

2026年9月29日

調整力及び需給バランス評価等に関する委員会事務局

- 前回(第121回)の本委員会にて、まずは2030年度実需給までを念頭に置いた追加の供給力確保策として、短期・中期を包含した補完オークションについて、以下の参考スライドのとおり整理を行った。
- 今回は、今後の検討課題のうち以下の3点について検討を行ったことから、ご審議いただきたい。
 1. 容量市場やその他の供給力確保策との関係
 2. 需給見通しにおける調達基準
 3. リクワイアメントなどの詳細要件

5. まとめ

21

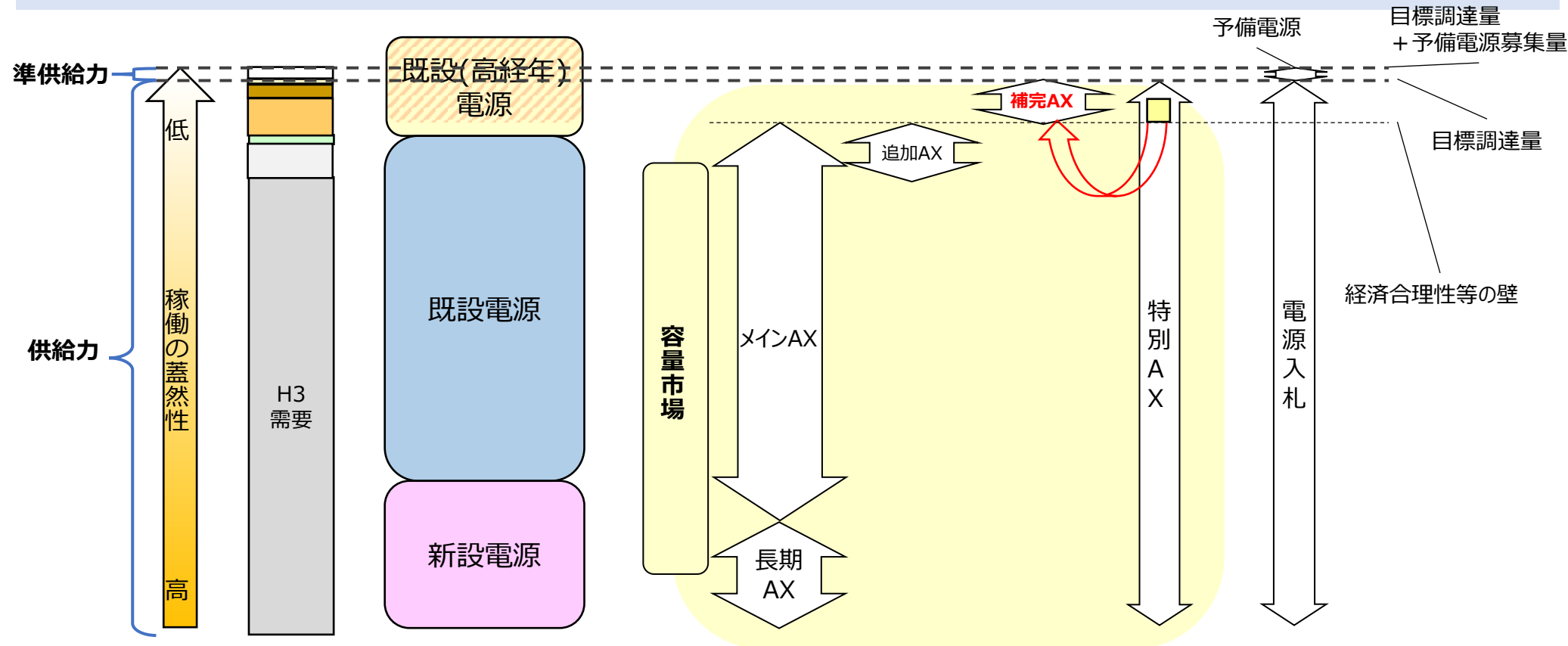
- 今回は、中長期の需給見通しを踏まえ、まずは2030年度実需給までを念頭に置いた追加の供給力確保策として、短期供給力確保策と中期供給力確保策を包含した補完オークションについて、その在り方を以下のとおり整理した。
 - 実需給1～3年前の期間に対して募集を行い、複数年契約も可能とすること
 - 計画上、休廃止となっている高経年電源を対象とすることから、kW公募と同様にコストベースのマルチプライスで調達すること
 - 容量市場の一部を担う仕組みとすること
- 本整理内容について問題なければ、引き続き以下の項目について、国と連携して検討していく。
 - 中長期の需給見通しにおける調達基準
 - 容量市場追加オークション、予備電源との関係
 - リクワイアメントなどの詳細要件
- なお、補完オークションは、あくまで安定供給を確保するためにコストベースで電源を維持または稼働する、メインオークションを補完するための仕組みである。
- その上で、2031年度実需給以降については、上記の補完オークション適用の可能性に加え、新設をさらに促す観点からの長期脱炭素電源オークションや、既設電源を最大限活用する観点からのメインオークションや予備電源制度の見直しの可能性などを含めた、供給力確保策全体についての国における議論を注視しつつ、密に連携していく。

1. 補完オークションとその他の供給力確保策との関係
2. 補完オークションにおける調達基準
3. 補完オークションのその他の要件等について
4. まとめ

1. 補完オークションとその他の供給力確保策との関係

4

- 補完オークション以外の供給力確保策としては、同じ容量市場の中に長期脱炭素電源オークション、メインオークション、追加オークション、さらに容量市場を補完する仕組みとして電源入札と予備電源がある。
- これらの仕組みと補完オークションの関係は、下図のイメージとなる。
- 特に特別オークションとの関係について、これは包括条項的なものであることから、補完オークションが議論される前であれば、本議論内容の募集を特別オークションで実行することになったと考えられるところ、補完オークションと定義することによって、特別オークションから分離したものと整理できるか。



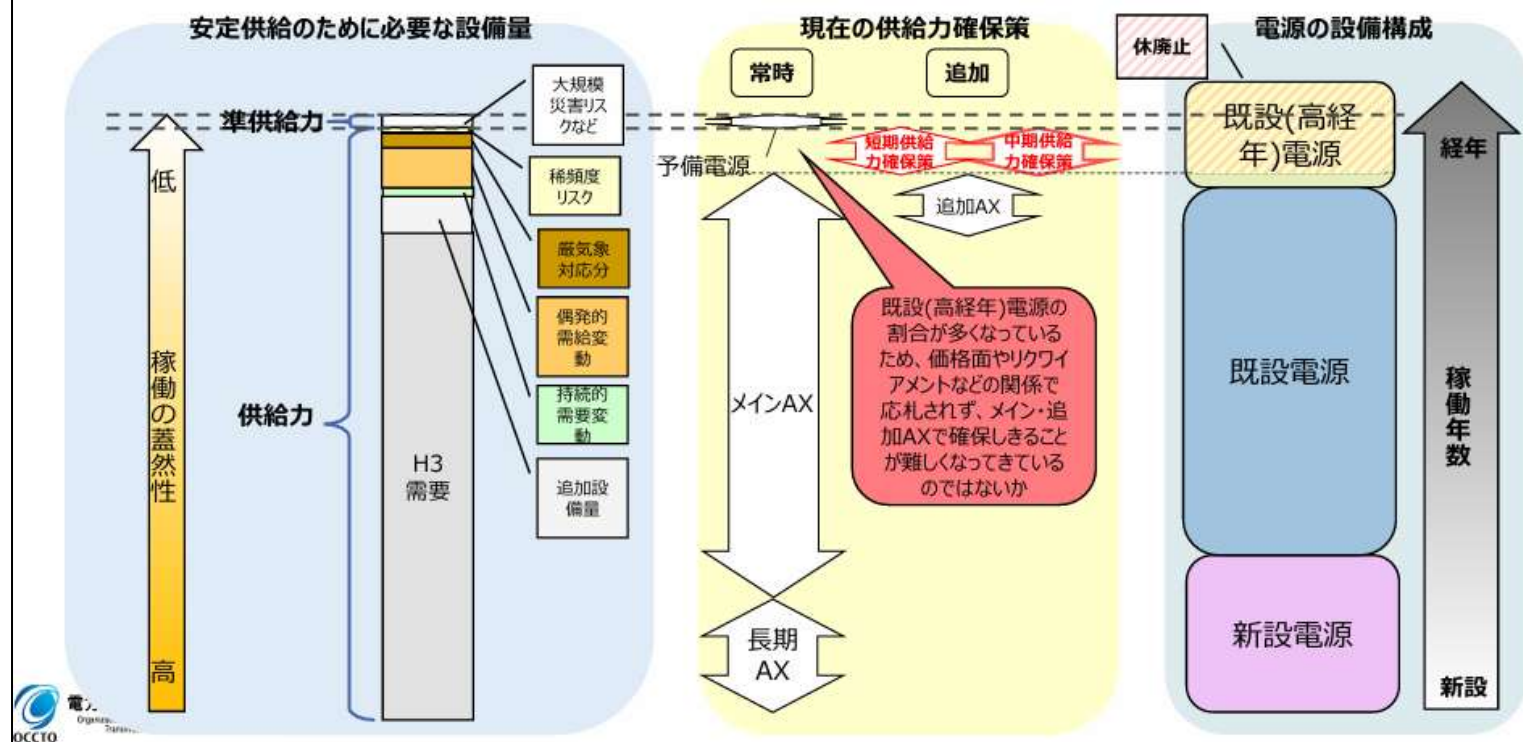
※実際にメイン・追加AXで募集をする際は、目標調達量からFIT電源の期待量等を加味していることに留意が必要

2. 追加の供給力確保策の必要性について (2/2)

14

- 中期の供給力確保策ならびにkW公募の後継である短期の供給力確保策で確保する対象となる電源は、その判断材料である需給見通しで計上されていない供給力、つまり休廃止予定電源※等となる。
- そのような電源は、計画段階から休廃止となっていることから、市場での収益が限定的となり、事業者が維持するインセンティブが働かず、下記のイメージ図のとおり既存の供給力確保策でも確保できない高経年電源等であると考えられるため、必要供給力の不足分を補うため、このような電源への手当てが必要。

※ 需給バランス評価(供給計画・需給見通し)において計上されていない供給力、つまり休廃止が予定されていると考えられる電源



出所) 第121回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2026年8月24日) 資料1

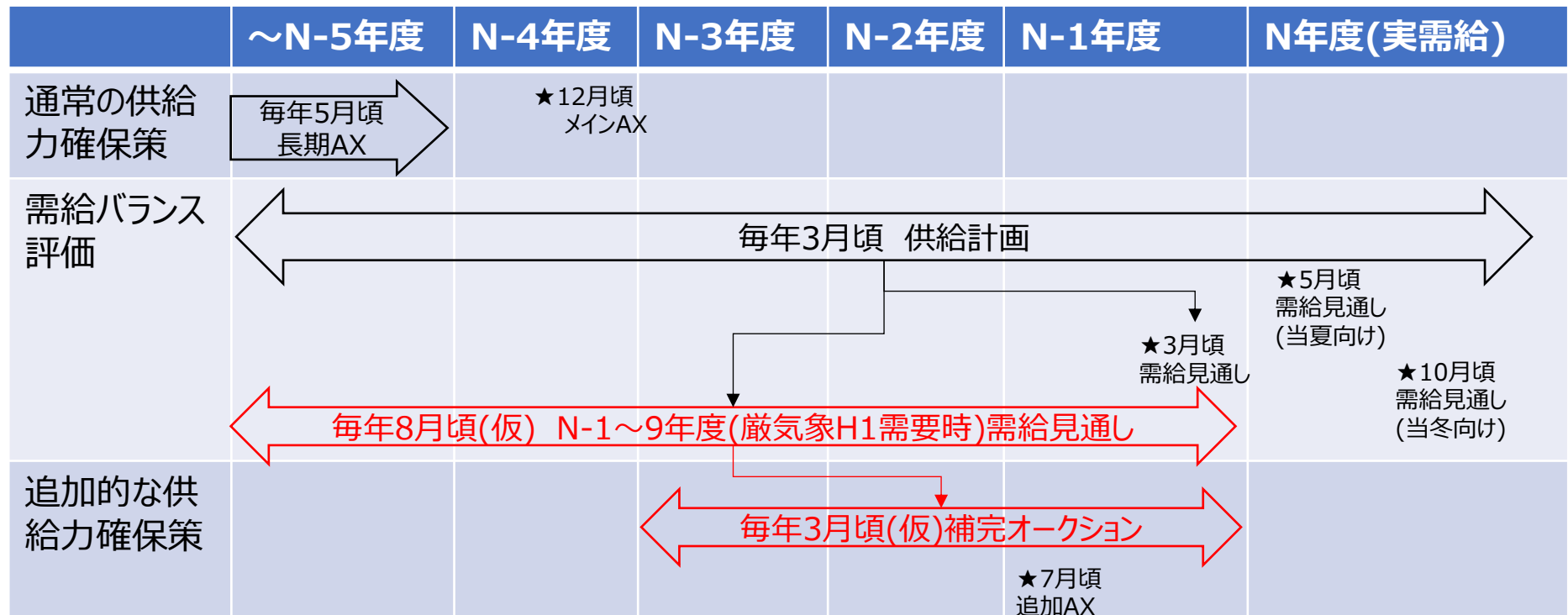
https://www.occto.or.jp/assets/iinkai/chousei_jukyu/121/chousei_121_01.pdf

1. 補完オークションとその他の供給力確保策との関係

- さらに容量市場関係の募集時期を見ると下図のとおり、補完オークションの対象期間内に追加オークションが存在する。
- 補完オークションは、あくまで経済合理性のもと実施されるメイン・追加オークションを補完するものであることから、追加オークション前の年度で確保した電源については設備維持を目的とし、実需給年度に立ち上げるか否かについては、基本的※に追加オークション後の需給バランス評価をもって判断することが望ましいと考えられる。

(立ち上げ判断前の設備については、追加AX実施判断時には供給力としてカウントしない、さらに確保した設備の状況次第では立ち上げ判断の一つとして追加AXに応札を求めることも考えられる)

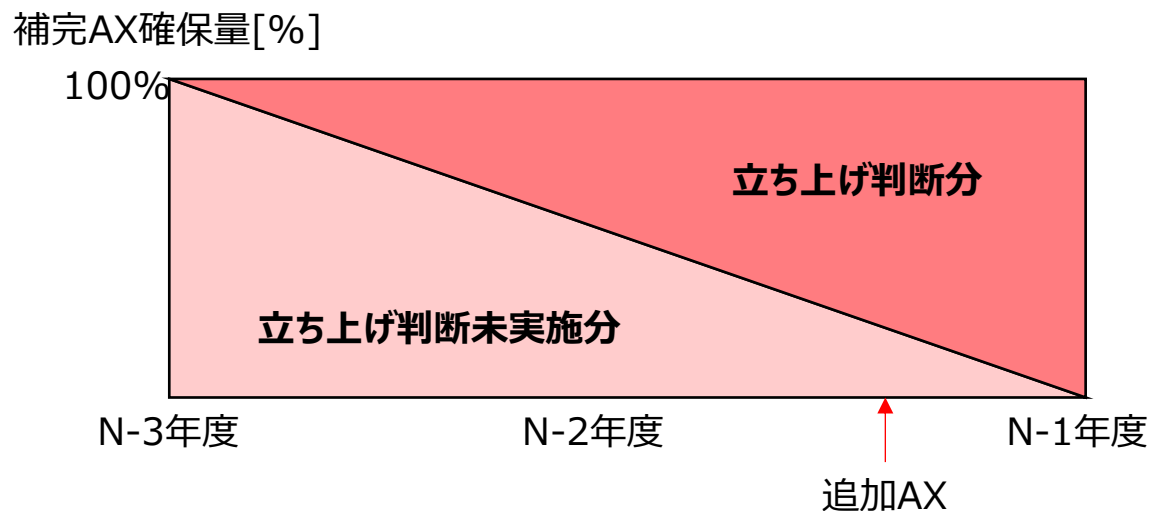
※ 稼働に必要な補修の関係上、追加オークションを待たずに判断が必要となることも考えられる



※供給力確保策に記載している時期は落札者の決定時期

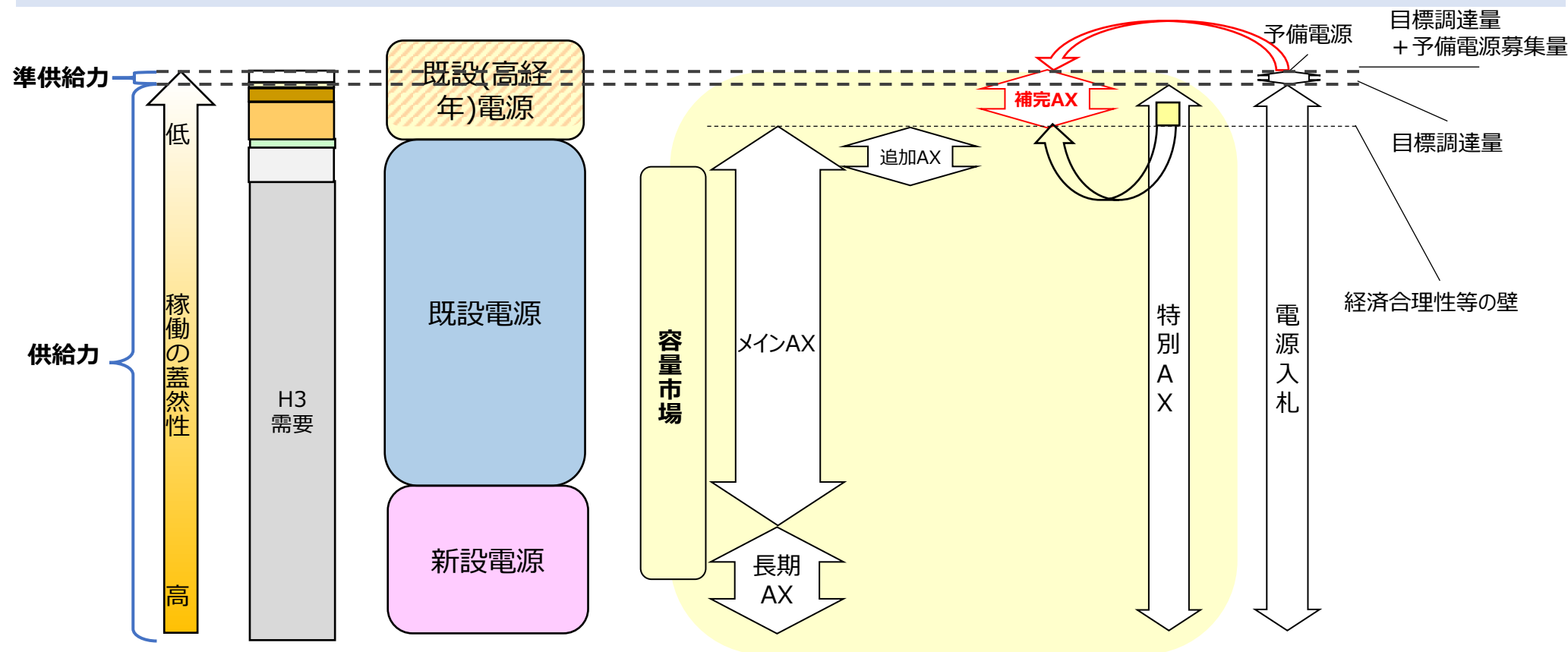
- 補完オークションでの設備の確保は、基本的に最も先の年度向けに（N-3年度オークションにより）確保された設備をメインに行われるものと考えられる。
- 即ち、翌年度以降のオークションでは、あらたに休廃止電源が増える、需要が上方修正されるなど、需給バランスが悪化する事象がなければ新規の募集はなく、確保済み設備の立ち上げ判断を行うことが主な役割となるか。（追加オークション実施前の年度の場合は、立ち上げリミットをむかえた電源のみが立ち上げ判断の対象）

○対象年度N年度分の補完オークション確保設備の立ち上げ判断イメージ
（最終的に想定通り確保設備を全て立ち上げることになった場合）



1. 補完オークションとその他の供給力確保策との関係

- 前回資料でも記載のとおり、同じ高経年電源を扱うこと、前スライドのとおり追加AXが終了するまでは基本的に準供給力的な確保となることから、現在予備電源で調達している大規模災害リスク分等も補完オークションで一括で募集する、という方法もあるか。
- 予備電源制度においては、この大規模災害リスク分については、あくまでリスク対応であることから、託送負担分とされており、容量拠出金においても託送負担分に寄せることが考えられるが、費用負担の面も含め、補完オークションにより一括して募集するかについては引き続き国と連携して検討していく。

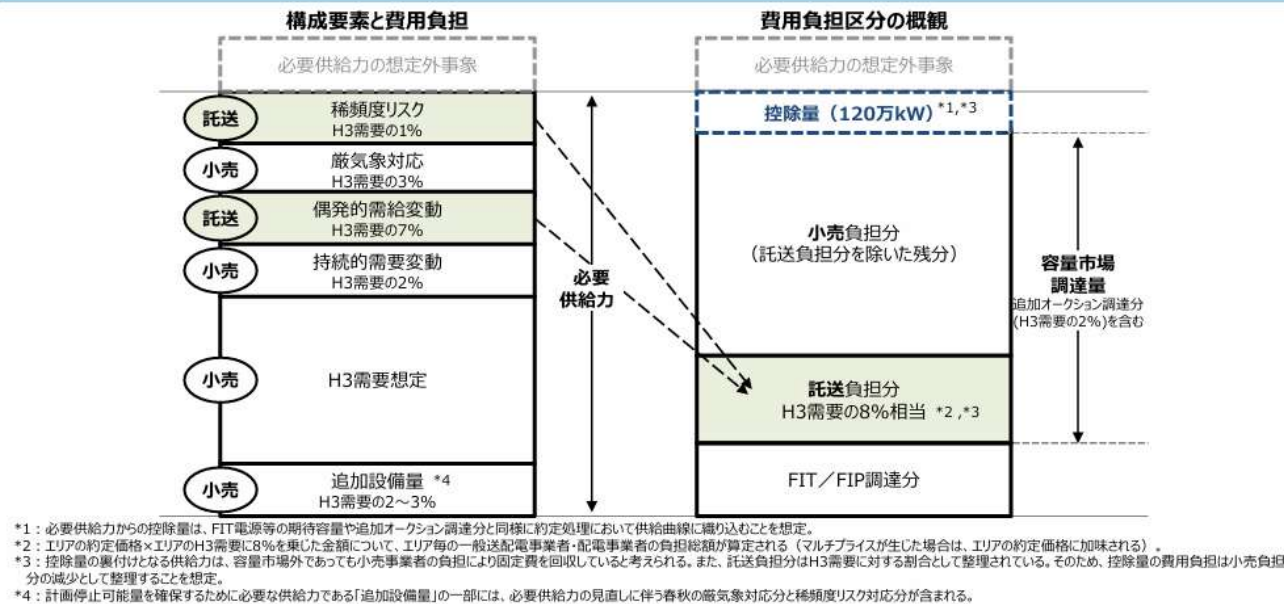


※実際にメイン・追加AXで募集をする際は、目標調達量からFIT電源の期待量等を加味していることに留意が必要

- 容量拠出金のうち、偶発的需給変動分に加えて、小売電気事業者にとって予見性がなくリスク低減の方策もない稀頻度リスク分については、小売ではなく託送負担と整理されている。

必要供給力と費用負担の全体像

- これまでの議論を踏まえ、2027年度実需給向けの容量市場メインオークションより必要供給力から控除量(120万kW)を考慮した調達を実施され^{*1}、費用負担についても2027年度実需給分からH3需要の8%相当が託送負担分^{*2}となる。
- なお、2025年度及び2026年度の実需給分はメインオークションを開催済みである。これまでの議論を踏襲したうえで、今後必要に応じて具体的な取扱いを明確にすることとしてはどうか。



出所) 第81回制度検討作業部会(2023年6月21日) 資料4

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/081_04_00.pdf

1. 補完オークションとその他の供給力確保策との関係
2. 補完オークションにおける調達基準
3. 補完オークションのその他の要件等について
4. まとめ

- 以前のkW公募時は、実需給の1年前に実施される従来の需給見通しにおける厳気象H1予備率3%が調達基準となっていた。
- これは調達時期が実需給直前であり、需給バランスの変動リスクが低いと想定されるためと考えられる。
- 一方で、補完オークションは最長で実需給の3年前の確保となることから、ある程度需給バランスの変動リスクを織り込んだ調達とする必要があると考えられる。
- 基本的な方針は、第6回の安定供給WGでも示されている厳気象H1予備率3%を基準とし、その上で5%の水準まで確保を目指すこととし、需給バランスの変動リスクの観点から+2%で過不足がないか、あらためて検討を行った。
- また、現行の予備電源相当をあわせて募集する場合、調達量にどのように反映するかについては、別途検討が必要。

2030年度までの供給力確保策の方向性

- 2030年度までの供給力確保に向けて、第4回電力安定供給WGで示した電源ごとの特性や休廃止判断に至る要因等を踏まえる必要があり、次のとおり、kW公募も参考として、追加的な供給力確保策の方向性についてご議論いただいた。

① **実施時期**

- 2030年度実需給までは、特に、今後、**休廃止が見込まれる電源も含めた確保が求められる中、稼働に向けた補修等を実施できるよう**、これまでkW公募の実施の要否を判断してきた**実需給の直前^{※1}のN-1年度以内に加え、より手前のN-2年度等のしかるべきタイミング^{※2}**、より具体的には、容量市場のメインオークションの終了後、N-3年度やN-2年度において、**中長期的な需給見通しに基づき、追加確保の必要性を判断する**。
- ※1：追加オークション終了後の実需給1年以内のタイミングでは、年度の厳気象H1予備率見通しに基づき、追加的な公募実施の必要性有無を確認する。
- ※2：第4回電力安定供給WGでは、想定される具体的なイメージとして、容量市場メインオークションの約定結果及び供給計画とりまとめが完了したタイミング（夏季の高需要期前）にて実施することを提示

② **追加的に確保するkWの考え方**

- kW公募では、厳気象H1需要に対応する観点から、安定供給の確保に最低限必要となる予備率3%を基準としていたが、追加的な供給力確保策においても、**中長期的な電力需給見通しを基に、予備率3%は確保しなければならない**。
- その上で、調達量の水準は、実需給断面で需要サイドに需給ひっ迫注意報を発する水準として設定している**予備率5%を目指すこととし、その水準を目安に取り組んでいく**。

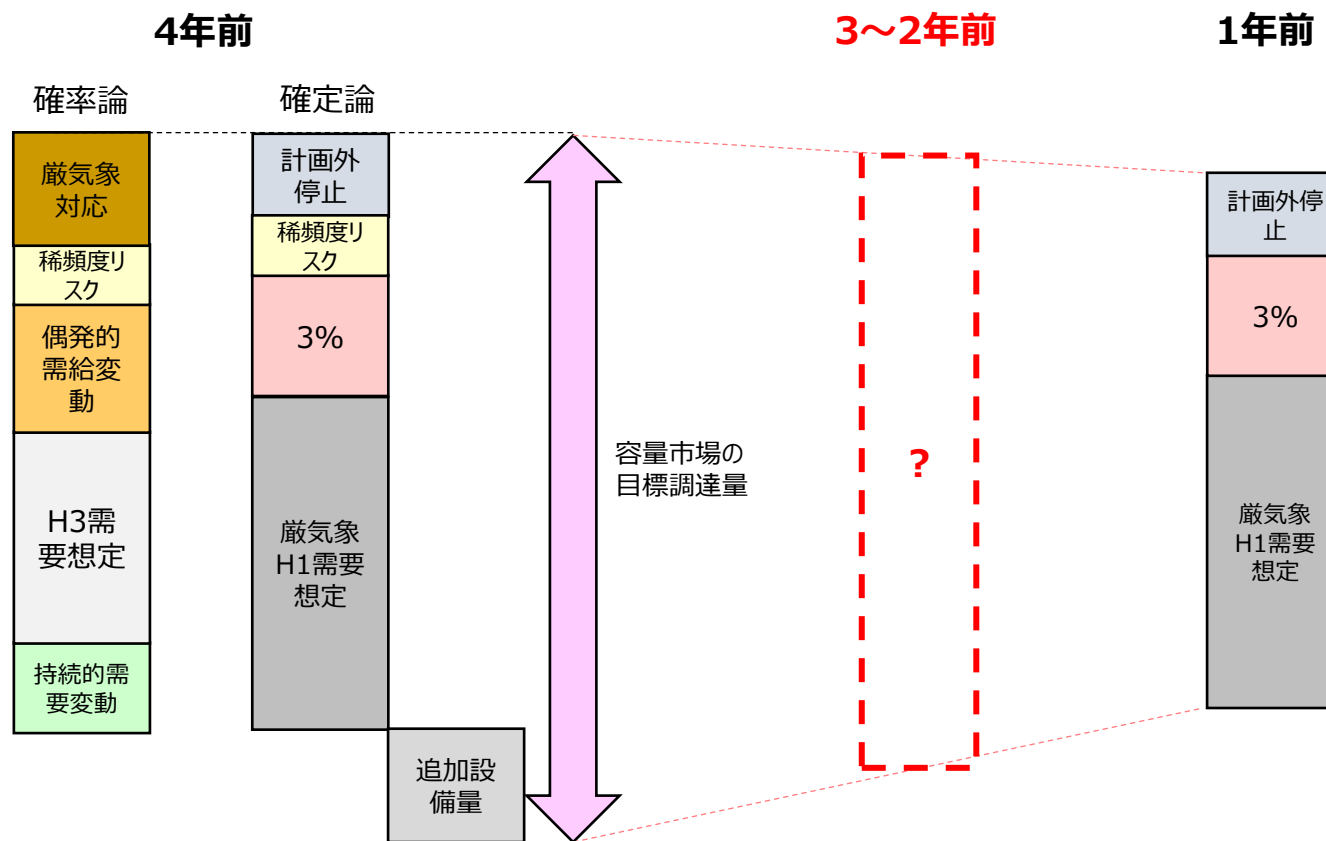
③ **供給力の確保期間**

- kW公募では、ある年度の夏季の期間だけといった形で時期を限定していたが、あらかじめ**複数年度の電源維持や稼働に向けた予見可能性を高め、稼働に必要な補修等を実施できるように、複数年約定[※]も可能とする**。
- ※例えば、約定期間を2028～2030年度の3か年とすることが考えられる（稼働期間は高需要期に限定するなど想定される）

- 上記の内容も踏まえて、広域機関において、詳細な制度設計に向けた検討が進められている。

3

- 調達すべき供給力の考え方については、容量市場で確保が必要な量、とするのがシンプルではあるものの、実需給に近づいている分、それでは過大となる可能性も踏まえた場合、1年前の通常の需給見通し時との間の、いわば中間的な確保必要量として検討することとなるか。
- そこで、この間の需給バランスの変動要素をもとに算定してはどうか。



- メインAX終了後から実需給の1年前に実施される従来の需給見通しまでの間の需給バランス変動リスクとして主に考えられるのは以下の2点。
 - 需要想定見直しリスク
 - 市場退出リスク
- 容量市場のメインAX時の需要想定と、需給見通し時の需要想定は、下表のとおり、これまでは大きく乖離せずに推移している。
- そのため、需要想定見直しリスクについては織り込む必要はないか。

○容量市場メインAX時と需給見通し時における
厳気象H1需要想定 [万kW]

	メインAX時	需給見通し時
2024年度	15,761	16,157
2025年度	15,836	15,882
2026年度	15,903	15,905
2027年度	16,060	15,961

※北海道、東北、北陸エリアは1月断面、その他エリアは8月断面の値を合計（沖縄除く）

- 市場退出の状況は、2025年度以降横ばいの傾向であることから、需給バランス変動リスク分として、市場退出リスク分を織り込むことでどうか。
- その場合、織り込む量としては、市場退出容量の最大値533万kWが考えられるが、一方で市場退出容量の内訳としては発動指令電源も含まれており、これについては現在容量市場検討会にて、追加オークション未実施にメインオークションにおいて不参加・不落札であった電源等を充当する仕組みを検討しているところ、これにより退出分が十分補填されるのであれば、安定電源・変動電源の退出分の最大値343万kWとなる。
- しかしながら、現状は十分補填されるとは言い切れないことから、まずはこれまで追加オークションで応札された量については期待できるものとし、533万kWから過年度の最大値47万kWを控除した486万kWとすることでどうか。
- なお、486万kWは、2029年度の9エリア合計の厳気象H1需要に対して**約3%**に相当することから、例えば**6%の水準まで確保することを目指す**ことでどうか。

5. 市場退出状況および応札状況
容量確保契約締結後の市場退出の状況

15

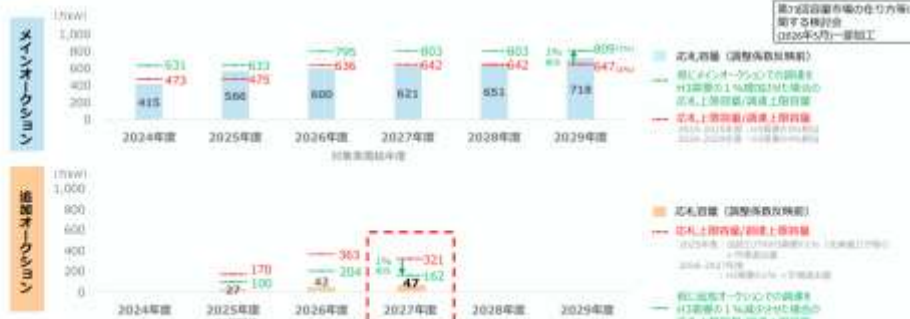
- 追加オークション開催判断時点での市場退出の状況としては、H3需要の3%程度（安定電源と変動電源は約2%、発動指令電源は約1%）が継続している。

対象実需給年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
市場退出容量 （内：H3需要比率）	207 (1.3%)	523 (3.3%)	533 (3.4%)	462 (2.9%)
安定電源・変動電源	105 (0.7%)	343 (2.2%)	329 (2.1%)	300 (1.9%)
発動指令電源	102 (0.6%)	179 (1.1%)	204 (1.3%)	162 (1.0%)

出所) 第73回容量市場の在り方等に関する検討会(2026年5月27日) 資料4
https://www.occto.or.jp/assets/iinkai/youryou_kentoukai/73/youryou_kentoukai_73_04.pdf

発動指令電源の応札容量

- 第2回安定供給WG（2026年6月5日開催）にて、メインオークションの調達量算定において、H3需要の2%分（安定電源：1%、発動指令電源：1%）の控除は行わず、メインオークションで全量を調達することと整理した。
- 発動指令電源においては、メインオークションにおける発動指令電源の応札量が増加傾向にあり、足元では応札上限容量を上回る状況にある。一方、追加オークションにおいては、仮に応札上限容量をH3需要の1%減らした場合でも、これまでの結果を踏まえると現時点で応札量が上限容量を超えるような状況にはないことが示された。
- 今回の追加オークション結果においても、応札量が上限容量を超えるような状況にはないことが確認された。



出所) 第6回電力安定供給WG(2026年8月31日) 資料3-3
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/stable_power_supply_wg/pdf/006_03_03.pdf

4. 課題における検討の方向性

68

検討③：発動指令電源における供給力確保の蓋然性向上に向けた措置について（3/3）

- 具体的には、追加オークションが開催されない場合、発動指令電源のメインオークション落札容量のうち、市場退出となった容量に対し、メインオークションにおいて不参加・不落札であった電源等や、実効性テストの達成率が100%を上回る電源等（過達分）を充当する措置を講じることとしてはどうか。
- ただし、過度な容量抛入金負担を回避する観点から、リリースオークションの開催を検討する状況であるなど、実需給において十分な供給力が見込まれる場合は実施しないこととしてはどうか。
- なお、実効性テストの達成率が100%を上回る場合は、過達分の約定可能性が本措置で高まることに加え、実効性達成率として有利な立場となるため、枠取りの低減に寄与するものとも考えられる。



※1 メインオークション不参加・非落札電源においては、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が対象

※2 メインオークションにて落札した発動指令電源においては、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値からメインオークションの落札容量を差し引いた値が対象

1. 補完オークションとその他の供給力確保策との関係
2. 補完オークションにおける調達基準
3. 補完オークションのその他の要件等について
4. まとめ

- 実需給 1 年前（追加オークション実施以降）募集分、すなわちkW公募の後継相当の募集については、これまでの実施状況を踏まえ、要件等を大きく見直すべき要素はないと考えられる。
- 実需給の 2 ～ 3 年前での確保とあわせて実施する補完オークションの趣旨〔＝容量オークションを通じた経済合理性にもとづく供給力確保では不足が生じるリスク(≡設備量の不足リスク)への備え＋リスク発現時の対応〕を踏まえ、募集対象（＝休廃止予定の大規模火力電源）をより明確化する。
- 上記の趣旨とあわせ、kW公募においても基本とされていたコストベース（廃止等予定電源を用いて応札が可能となるように事業者リスクを最小化するとともに、インセンティブが過大とならないようにする）の仕組みについては、より慎重に詳細設計を行う。
- また、2 ～ 3 年前での確保分については、社会的コスト最小の観点から稼働確定の判断を実需給に引き付けることを志向しつつ、追加AXの価格形成等への影響を抑制する観点から、可能な場合はコストベースの応札を求める（但し落札した場合は上述のコストベースの仕組みにより容量確保契約金額相当は全額還付対象）等の要件を新たに想定。
- 具体的には次頁以降の表のとおり。

3. 補完オークションのその他の要件等について①

18



		取り扱い・方向性	考え方(○)・論点(★)
実施判断・募集量	判断根拠・タイミング	実需給1年前分(旧kW公募相当分)&実需給2～3年前分を、あわせて毎年度8月の需給検証にて判断	別途
	募集量(稼働確定・不確定の枠毎) ※ 0を含む		
	募集エリア(ブロック)		
対象電源・リクワイアメント	対象電源	容量市場において安定電源に区分される、原則として火力電源(LNG、石油、石炭等)であって、送電端容量で10万キロワット以上のもの、かつ、原則として募集対象となる制度適用期間(応札者が応募しようとする期間のうち最も早いもの)以降の全ての年度の供給計画において、供給力として計上されていないもの	○ 直近の容量(稼働)を確保しつつ、あわせて設備(維持)確保をはかる趣旨から、廃止等予定の(主に高経年の)火力電源を対象とする。 ○ <u>必ずしも経済合理性の理由のみでなく、環境ポリシー等から運転しないこととした(する)ものも対象。</u> ★ インセンティブを過大にしないことにより、早期に供給計画未計上とするのを促進しないよう留意するが、逆に、<u>廃止方針が完全に決定するまでの間、計画に計上され続ける可能性もあり、仮にそのような電源があった場合、これをどう把握し、計上されていないと同視できると判断するか。</u>
	最低入札容量、入札単位	10万kW以上、電源設備(ユニット、号機)単位	○ 設備確保の趣旨から、部分入札は想定しない。
	提供期間・状態・立上げ	1年前分：応札可能性を踏まえリクワイアメントは必要量のある季節(夏・冬)に限定か(提供期間外稼働は後述)。 2～3年前分：(応札時に申し出られた)必要なリードタイム内で稼働判断が行われれば、 <u>立上げの処置を行って、実需給断面で1年前募集分と同等以上の稼働ができる(休止)状態を維持し、実際に稼働すること(⇒そのために稼働継続することが合理的であれば、稼働継続もあり得る。)</u>	○ 2～3年前募集分については、社会コスト最小の観点から、(予備電源同様)一定のリードタイムでの立上げを前提にした設備維持をリクワイアメントとする。 ○ 対象となり得る設備が限られていることを踏まえて、社会コスト最小かつ参加可能性を高めるためリードタイムは設備ごとに実態によることができるものとする。 ★ リードタイム上、追加AXを待たずに稼働確定とする場合の扱い(追加AXのリクワイアメントを満たす場合、満たさない場合とも)等は検討要。 ★ 技術的には追加AXのリクワイアメントを満たし得る場合でも、<u>環境ポリシー等による制約がある場合の扱いをどう考えるか。(応札必須としなくてもよいか。)</u>
	追加AXへの応札	2～3年前分(のみ)：追加AXのリクワイアメントを満たせる蓋然性が高い場合は、コストベースでの応札を求める。	

3. 補完オークションのその他の要件等について②

19

		取り扱い・方向性	考え方(○)・論点(★)
	運用(指令)、供出に係る要件、供出方法、利益・収益還元	1 年前分(のみ)：予備率が一定の水準を下回った場合等の判断基準により、事業者自ら市場供出を行い、約定をもって指令とみなす。 ベストエフォートを前提としつつ、設備故障リスク等を踏まえ「<u>発動指令電源の要件(発動回数や継続時間)等を参考に“協議”して定める</u>」か。 リクワイアメントに係る「<u>市場収益－燃料費(可変費)</u>」は100%還元。 ※リクワイアメントにより追加AXへ応札し落札した場合の容量確保契約金や、マストラン運転の市場供出(最低価格応札)収益も同様。	★ (余力活用契約は求めるが)TSO指令(市場供出の指示)を前提としないことでよいか ⇒ TSOとも確認 ★ 供給力の供出方法は市場応札のみとし、小売との相対契約は認めないことでよいか。
	余力活用	1 年前分(+2～3年前の稼働確定分)：余力活用契約は、技術的に可能であれば必須とする。但し、環境ポリシー等による制約を考慮する。	★ 技術的に可能であっても、環境ポリシー等による制約がある場合の扱いをどう考えるか。(契約を必須としない、または契約上運用に制約をかけることを可とする。)
	リクワイアメント外(提供期間(時間)外)の稼働、その場合の利益還元	リクワイアメントに影響を及ぼさない範囲において、利益還元を前提に、協議のうえ認める。 2～3年前分での契約期間中(1年前での契約更改前)の電源で既に稼働可能なものも同様。	★ インセンティブとして確定的利益を増やすことは望ましくないが、事業者の工夫の余地としてリクワイアメント外稼働の利益還元を【“収益”でなく(可変費見合いの)“利益”ベースであることも踏まえ】旧kW公募の9割から折半(5割還元)に見直す等は考え得るか。
	提供期間後の稼働	社会コスト最小化の観点から、利益還元を前提に、推奨する。還元手法は、kW公募においては予め合理的に利益を算定して応札価格から差し引くことも可能としていたが、複数年度契約を前提とした場合、事後精算がメインとなるか。	★ 還元率については上述と同様 ★ 何年後以降は追わずとも良い、といったことを応札やヒアリングで説明を求めるか。 ★ 利益還元を実績精算とする場合、負担者と還元先の時間軸が合いづらくなるが問題ないか(費用回収は年次精算を前提としているが、更に後の還元)
	※必要な試運転、マストラン等の市場収益還元	立上げに係る試運転等のための燃料関係費用、稼働維持のためのマストラン運転費用は応札価格に織込みとなり、発生電力量はスポット市場への最低価格応札等の対応が考えられ、その収益は全額還元の方向。	○ これらの市場供出には任意性がなく、マイナス費用的な性質があるもののため、燃料関係費用の織込みとともに応札から予め控除する、もしくは全額還元とする。(いずれにしても事後精算の要素となる。) ★ 選定に用いる比較用の価格として、収益をどの程度控除するか、しないか。(kW公募時はマストラン運転の売電収益は考慮せず。)

3. 補完オークションのその他の要件等について③

20

	取り扱い・方向性	考え方(○)・論点(★)
価格規律・入札の考え方	容量価格は、契約設備を用いて、各リクワイアメントを満たす供給力の供出を行う、または契約設備をリクワイアメントを満たす状態で維持等するために要する、合理的に想定可能な費用相当額(コストベース)とする。 供給力等を提供可能な複数の募集年度への複合入札を推奨し、考え得る約定パターン毎の価格(想定コスト)が、できるだけ読み取れるように価格(費用)の記載を求める。複数号機を応札する場合の共通費や、応札に先立って実施する必要のある健全性確認や予備調査のための費用(応札に至らないケースもあり得る)等についても回収を可能とするため、応札価格自体は、全札落札の前提で算定しつつ、落札・不落パターンによりどう変わるかの記載も求める。 ・1年前分のみ入札：立上げ費用＋1年の稼働維持費用 ・1年前＆2～3年前複合入札：立上げコスト＆短期で稼働できる状態で維持の場合のコスト(ある段階で休止に移行のパターンが考えられる場合それも) ・2～3年前分のみ：休止状態を維持する場合の考え得る合理的コスト(立上げリードタイムは実態にあわせ記載)のほか、立上げコスト、稼働(短期立上げ可)状態維持コストも記載を求める。	★ 燃料関係費用は想定単価と量を明記したうえで、応札価格に織込みでよい。 ★ 上限価格を設けるか。設ける場合は公表前提でよい(高経年火力のみを対象とし、完全コストベースであれば、公表して問題ないか。但し、供給力の不足を許容し難いために徒に高額な上限を見せることとならないか。) ★ マストラン運転等の想定収益(想定kWh単価×想定kWh)の記載を求め、選定時に考慮するか。
選定ロジック	複数年契約も考慮のうえ、各年度の必要量を満たす最も安価な組合せを選定 ※総合評価的な評価ではあるが、結局のところ、必要な発電設備の確保を社会コスト最小で行う考え方であることに変わりない。	★ 電力量単価は、記載させるものの、評価には組み込まなくともよい。(旧kW公募においては、DR等もあり「コストベース」としても価格設定から任意性が排除しきれないことも踏まえI'同様の評価用単価を用いていたもの)
事後精算	特に1年前分は、想定よりも工事費用がかからなかった場合について減額精算を行うが、増額は原則認めない。但し、例えば追加工事の必要性等が判明した経緯(過失の程度)や当該増額が当初から織り込まれていても約定結果が変わらなかったと言えるかなどを勘案して、個別監視を経て問題がないと判断できる場合に限り協議により認める余地を残す。 燃料関連費用はボラティリティが大きいので上下方向とも精算を行う前提とする。	★ 昨今の情勢を踏まえ、燃料以外についても物価スライド程度は、上げ方向の精算も可能とする余地を残すか。 ★ kW公募は精算について「協議」としていた(短期のため、大きな乖離が起きにくい前提か)が、原則必須とする等、規定ぶりには幅があり得るか。
ペナルティ	事業者のリスクをゼロベースとする趣旨から、ベストエフォートを原則とするが、リクワイアメント遵守インセンティブとして、kW公募と同様に事業報酬相当等(確定的な利益)に限定してペナルティを課す方向	○ kW公募同様。リスクフィーによる価格上昇回避のためペナルティを最小限とするが、リクワイアメント遵守インセンティブのため、0とはしない。

1. 補完オークションとその他の供給力確保策との関係
2. 補完オークションにおける調達基準
3. 補完オークションのその他の要件等について
4. まとめ

- 今回は、補完オークションについて、主に特別オークション、追加オークションとの関係性について整理を行った。
 - 特別オークションとの関係：補完オークションは、特別オークションから一部要件を明確化し、分離したもの
 - 追加オークションとの関係：補完オークションで確保した設備の立ち上げについては、基本的に追加オークション後まで判断を引き付ける
- 予備電源との関係や調達基準ならびに詳細要件の個別論点、補完オークションの目的から対象外となるDRの扱いなどについては、引き続き国と連携して検討を進めていく。